

令和3年度から 福利厚生事業が大きく変わります！

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

どう変わるの？

- 令和3年4月1日より、福利厚生ポータルサイト「**ベネフィット・ステーション**」と健康ポータルサイト「**ハピルス**」が利用できるようになります。
- これまでよりも利用できる福利厚生サービスが増え、**ご家族の方も含めて何度でも**ご利用できるようになります。

どんなサービスなの？

- ※ **健康管理事業（人間ドック補助・脳ドック補助、婦人科検診等）に変更はありません。**
- 福利厚生の一環として利用できる**会員制サービス**です。組合員の皆さまに発行するIDでパソコン・スマホからログインし、使いたいサービスを検索・アクセスします。
- ベネフィット・ステーションから検索できるコンテンツのうち、**旅行を除く全サービス**が利用可能です。

書ききれないくらい多くの割引サービスがあるよ！ログインせずにも見れるので、気になった方は検索してみてくださいね！



	ベネフィット・ステーション	健康ポータル「ハピルス」
イメージ	<p>スマホで簡単に使いたい福利厚生サービスにアクセスできます。サービスは140万以上！</p> 	<p>健康活動でポイントが獲得できます</p> <p>付与ポイントは積算されます</p> 
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児や介護の補助や、映画、レジャー施設の補助、フリーeラーニング等の新しいサービスが受けられます。 ● フィットネスクラブ補助(セントラルスポーツやルネサンス)も、会員証の提示等で、これまでと同じ法人会員料金で利用可能です。 <p>以下の事業は令和3年度も変わらず、引続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立施設を対象とした指定遊園施設利用補助 ・ ポートプラザちば利用補助 ・ 公立共済やすらぎの宿利用補助 <p>引続き組合員証の提示が必要です。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康ポータル「ハピルス」では健康増進の取組みでポイントが貯まります。貯めたポイントは商品と交換できる他、ベネフィットステーションで使えるポイントにも変換できます。 <p>ポイント付与項目例（暫定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日10,000歩達成（3ポイント） ・ 健康セミナーへの参加（100ポイント）等 <p>※ポイント付与項目の詳細や利用方法については別途お知らせします。</p>
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員と配偶者それぞれの2親等以内のご家族（組合員に付与するIDをご家族で共有します） ● 利用制限なく何度でもご利用いただけます（制限のあるサービスを除く）。 	<p>組合員本人のみ。</p>

4月までの流れ

- 4月1日からご利用いただけるように、現所属を通じて3月中に会員証とウェルカムブックを配付します。（「福利厚生事業の利用案内」も引き続き配付します）
- 利用方法や詳しい説明は、ベネフィットステーションの「ご利用ガイド」からログインの必要なく誰でも説明動画を視聴することができます。



会員証イメージ



詳しい事業の内容については、福利ちば3月号でもお知らせします。
3月の会員証とウェルカムブックの配付まで今しばらくお待ちください！

